



高齢者健康増進施設利用時の補助制度があります

老人憩の家やすらぎ荘の廃止に伴う代替施策として、高齢者の心身の健康増進、交流の促進、生きがいづくり、閉じこもり等の防止を目的とした高齢者健康増進施設利用事業を実施しています。この事業は、町内の旅館・ホテルの大広間等(対象施設に限る)を利用した5名以上のグループに対し、一人当たり1,000円の利用料を町から施設に直接支払います。

詳しくは右の二次元コードを読み取って町のホームページをご確認いただくか、健康福祉課までお問い合わせください。



菰野町ホームページ
「高齢者健康増進施設
利用事業について」



CHECK!



町内に住民票のある
5名以上のグループである

はい



そのグループの全員が、以下①②③の
いずれかの同一構成員に該当する(※1)

- ①老人クラブ連合会
- ②各地区連合会
- ③単位老人クラブ(各区老人クラブ)

いいえ



健康福祉課へ「団体登録申請書」と
グループの名簿(※2)を提出し、
「利用団体証」の交付を受けてください



はい



利用できます
対象施設に直接予約してください

交付を受けた

(※1)A区老人クラブ員3名+B区老人クラブ員2名の
計5名グループの場合、「いいえ」になります。

(※2)①②③の団体以外で利用する場合は、全員が
65歳以上であることが条件です。

対象施設	希望荘、鹿の湯ホテル、ホテル湯の本、グリーンホテル (令和8年5月29日時点) ※随時受付しています。最新の情報は町ホームページか健康福祉課窓口でご確認ください。
対象期間	令和9年3月31日までに施設利用されたものに限る
補助額	利用者1名につき1,000円(1回あたり) ※利用グループは1,000円×人数の金額を除いた利用料を施設に支払います。
利用方法	①②③に該当するグループまたは利用団体証の交付を受けたグループは、直接施設に 予約してください。予約は利用日の1か月前から1週間前まで可能です。 利用当日には、利用団体証(①②③以外の場合)とグループの名簿が必要です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食物、玩具、楽器等は原則持ち込みできません。 ・キャンセル、人数の変更は3日前までに施設へ連絡してください。 ・無料送迎バスも利用できます。送迎場所は町内の2か所以内です。 ・申請書類はホームページからダウンロードするか、健康福祉課の窓口で配付しています。

